

運 営 規 程

＜通所リハビリテーション及び＞
＜介護予防通所リハビリテーション＞

医療法人 愛仁会
老人保健施設 こまきの森

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人愛仁会が開設する 老人保健施設こまきの森（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定通所介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
4. 事業の実施に当っては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

- (1) 名 称 老人保健施設 こまきの森
〒485-0075

(2) 所在地 小牧市大字三ツ淵1945番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1名

理学療法士

又は作業療法士 1名以上

介護職員 5名以上

支援相談員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当る。

③ 運転手 1名以上

④ 事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までを除く

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

50名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定通所介護予防通所リハビリテーションの

内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の

告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴(一般浴・特殊浴)
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 延長サービス
- ⑦ 運動機能向上(介護予防)

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は徴収する。

基本時間外施設利用料	1時間未満	500 円
	1時間以上2時間未満	800 円
	2 〃 3 〃	1,100 円
	3 〃 4 〃	1,400 円

4 食費は 昼食 809円、おやつ 171円、夕食 839円

5 おむつ代は パンツタイプ 130円、リハビリパンツ 120円
尿取りパット 25円、フラット 34円を徴収する。

6 その他料金

日用品費	150円
教養娯楽費	110円

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の地域は、小牧市、春日井市(上田楽町)、江南市(小折町、安良町、力長町、今市場町、大海道町、寄木町、天王町、北山町、南山町、田代町、小折本町、曾本町、小折東町、布袋町、布袋下山町、小郷町)、大口町(秋田、大屋敷、御供所、伝右、豊田、奈良子、堀尾跡、高橋、替地、外坪、大御堂、新宮2丁目、丸、竹田、下小口、余野)、岩倉市(井上町、神野町、八劔町、中野町、東町、本町、石仏町、鈴井町、宮前町、新柳町、栄町、旭町、東新町、下本町、中本町、大市場町、西市町、大地町、中央町、大地新町、昭和町、曾野町)及び一宮市(千秋町加納馬場、千秋町芝原)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときには速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にかからないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 10 条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出など訓練を行う。

(虐待の防止等)

第 11 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年2回以上定期的に開催するとともに、損の結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待防止するための定期的な研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切にじっしするための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし
また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成17年7月29日から実施する。

この規定は、平成21年4月1日から実施する。

この規定は、平成24年4月1日から実施する。

この規定は、平成26年3月1日から実施する。

この規定は、平成27年7月1日から実施する。

この規定は、平成28年7月1日から実施する。

この規程は、平成29年2月1日から実施する。

この規程は、平成30年7月1日から実施する。

この規程は、令和元年6月17日から実施する。

この規程は、令和元年7月1日から実施する。

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

この規程は、令和2年7月1日から実施する。

この規程は、令和3年7月1日から実施する。

この規定は、令和3年9月1日から実施する。

この規定は、令和6年6月1日から実施する。